

財務省告示第八十号 国債の発行等に関する省令（昭和三十七年大蔵省令第三十号）第四条第三項の規定に基づき、平成十六年二月二十日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。	財務大臣 谷垣 禎一	一 名称及び記号	二 発行の根拠	三 振替法の適用等	四 発行方法	五 発行額
		利付国庫債券（十年）（第二百五十七回）	平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第六号）並びに国債整理法（昭和二十六年法律第六号）第五条第一項及び第五号ノ二）	成替法として、その振替用を受けるものとし、その振替を目的として組織され及び国債の募集の取扱い及び引受に国債の募集の取扱い及び引受に間に係る募集の取扱い及び引受に関する契約を締結する	う、平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律（平成十五年法律第十八号）第二条第一項及び財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第六号）並びに国債整理法（昭和二十六年法律第六号）第五条第一項及び第五号ノ二）	十、金額、九百九十六億八千四百八十万円、財政融資資金特別会計

六 払込金額  
七 最低額面金額  
八 振替単位  
九 発行の価格  
十 利率  
十一 経過利率  
十二 の払込み

法第十一条第一項の規定に基づき、発行する利付国債については、額面金額で千九百九十億六千九百六十万円、国債整理基金特別会計法第五条第一項の規定に基づき、発行する利付国債の額面金額は、千億四千八百八十九億六千九百六十万円、国債の額面金額は、千億四千六百七十億七千六百五十四万円。

(一) 振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最も低い額とす。額の整数倍の金額によるものとす。平成十六年二月二十日現在、国債募集引受団は、払込額に追加集引算九号の規定する。出た金額を第十号の規定する。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{1.3}{100} \times \frac{62}{365}}$$

(二) 発行時において、その利率に係る所得税が源泉徴収されるに、もとの記載又は記録されるものの座に記載又は記録されるものの

